議案第70号

区議会提出議案に関する意見聴取 (世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和7年11月11日

(提出者)

世田谷区教育委員会 教育長 知久 孝之

#### (提案説明)

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



7世総第410号 令和7年11月5日

世田谷区教育委員会 教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

### 区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例
- 2 案 文
   別紙のとおり
- 3 提案議会 令和7年第4回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限 令和7年11月17日(月)
- 5 担 当 総務部総務課総務係 岸田 内線2064

# 議案第 号

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和7年11月26日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 瀬田小新BOP学童クラブの活動場所を変更する必要があるので、本案を 提出する。 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例(平成24年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表瀬田小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区瀬田二丁目17番1号」を「東京都世田谷区瀬田二丁目15番1号」に改める。

附則

この条例は、令和8年3月9日から施行する。

## 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区学童クラブ条例	○世田谷区学童クラブ条例
平成24年12月10日条例第74号	平成24年12月10日条例第74号
改正	改正
平成26年3月7日条例第15号	平成26年3月7日条例第15号
平成26年9月30日条例第38号	平成26年9月30日条例第38号
平成27年12月7日条例第67号	平成27年12月7日条例第67号
平成28年12月9日条例第67号	平成28年12月 9 日条例第67号
平成29年12月8日条例第62号	平成29年12月8日条例第62号
平成30年12月10日条例第70号	平成30年12月10日条例第70号
平成31年3月5日条例第10号	平成31年3月5日条例第10号
令和元年12月9日条例第64号	令和元年12月9日条例第64号
令和3年6月26日条例第37号	令和3年6月26日条例第37号
令和4年3月7日条例第11号	令和4年3月7日条例第11号
令和4年9月30日条例第43号	令和4年9月30日条例第43号
令和4年12月9日条例第58号	令和4年12月9日条例第58号
令和6年6月21日条例第32号	令和6年6月21日条例第32号
令和7年 月 日条例第 号	
世田谷区学童クラブ条例	世田谷区学童クラブ条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3	第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3

- する。
- 第2条 新BOP学童クラブ事業は、ベース・オブ・プレイング事業 第2条 新BOP学童クラブ事業は、ベース・オブ・プレイング事業 (世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区
- 第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する新B(ボ) 第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する新B(ボ) O(y) P(J)学童クラブ事業について、必要な事項を定めるものと O(y) P(J)学童クラブ事業について、必要な事項を定めるものと する。
  - (世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区

教育委員会規則第9号) に基づき世田谷区立小学校(以下「区立小 学校」という。) の施設を利用し、遊びを通して学年を超えた児童 間の交流を図るとともに児童の創造性、自主性、社会性等を養成す」間の交流を図るとともに児童の創造性、自主性、社会性等を養成す る事業をいう。)と一体的に実施するものとする。

(事業の内容)

- において新BOP学童クラブを運営し、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 遊びと生活の場の提供
  - (2) 遊びを通した生活指導
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業
- 2 新BOP学童クラブの名称及び活動場所は、別表のとおりとする。
  2 新BOP学童クラブの名称及び活動場所は、別表のとおりとする。 (実施時間及び休業日)
- で定める。

(対象児童)

- |第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に|第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に| において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、 次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 小学校1年生から3年生までの児童
  - (2) 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別 (2) 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別 的配慮を要する状態にあるもの
- 童クラブに入会することができる。

(入会の申請等)

改正前

教育委員会規則第9号) に基づき世田谷区立小学校(以下「区立小 学校」という。)の施設を利用し、遊びを通して学年を超えた児童 る事業をいう。)と一体的に実施するものとする。

(事業の内容)

- |第3条 新BOP学童クラブ事業においては、区立小学校の各施設等||第3条 新BOP学童クラブ事業においては、区立小学校の各施設等| において新BOP学童クラブを運営し、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 遊びと生活の場の提供
  - (2) 遊びを通した生活指導
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業
  - (実施時間及び休業日)
- |第3条の2 新BOP学童クラブ事業の実施時間及び休業日は、規則||第3条の2 新BOP学童クラブ事業の実施時間及び休業日は、規則 で定める。

(対象児童)

- 在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、その保護 在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、その保護 者の労働、疾病等の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭
  者の労働、疾病等の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭 において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、 次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 小学校1年生から3年生までの児童
  - 的配慮を要する状態にあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者は、新BOP学2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者は、新BOP学 童クラブに入会することができる。

(入会の申請等)

|第5条 新BOP学童クラブに入会しようとする児童の保護者は、規<mark>第5条 新BOP学童クラブに入会しようとする児童の保護者は、規</mark> 則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければ、則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければ

ならない。

(入会の不承認)

- とができる。
- (1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。
- 不適当と認めるとき。

(入会承認の取消し)

- **第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を** 取り消すことができる。
  - る要件に該当しなくなったとき。
  - けたことが判明したとき。
  - く長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (利用料)
- **|第8条 入会承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、|第8条 入会承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、** した場合にあっては、利用料の額は、児童1人につき月額2,500円と する。

(利用料の減免)

免除することができる。

改正前

ならない。

(入会の不承認)

- **|第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新BOP学||第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新BOP学|** 童クラブへの入会の承認(以下「入会承認」という。)をしないこ 童クラブへの入会の承認(以下「入会承認」という。)をしないこ とができる。
  - (1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に (2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に 不適当と認めるとき。

(入会承認の取消し)

- 取り消すことができる。
- (1) 新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条に規定す (1) 新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条に規定す る要件に該当しなくなったとき。
- (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認を受 (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認を受 けたことが判明したとき。
- (3) 新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な理由がな (3) 新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な理由がな く長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (利用料)
- 児童1人につき月額5,000円の利用料を納付しなければならない。た 児童1人につき月額5,000円の利用料を納付しなければならない。た だし、児童が各月初日から15日までの間に新BOP学童クラブを退 だし、児童が各月初日から15日までの間に新BOP学童クラブを退 会し、又は各月16日から末日までの間に新BOP学童クラブに入会 会し、又は各月16日から末日までの間に新BOP学童クラブに入会 した場合にあっては、利用料の額は、児童1人につき月額2,500円と する。

(利用料の減免)

|第9条 区長は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は|第9条 区長は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は| 免除することができる。

改正後

(利用料の環付)

|第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料|第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料| の全部又は一部を環付することができる。

(実施時間の延長)

- 第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおい第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおい ができる。
  - 行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることが できない者であること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。
- 2 延長実施を行う時間は、規則で定める。

(延長利用の申請等)

- |第12条 延長実施の利用(以下「延長利用」という。)をしようとす|第12条 延長実施の利用(以下「延長利用」という。)をしようとす| る児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、そ の承認を受けなければならない。
- いう。)のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利」いう。)のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利 用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定 める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。
- (1) 月ぎめ利用(1月単位での延長利用をいう。以下同じ。)
- (2) 日ぎめ利用(1日単位での延長利用をいう。以下同じ。)
- 3 区長は、延長利用の承認(以下「延長利用承認」という。)に当3 区長は、延長利用の承認(以下「延長利用承認」という。)に当 - たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を - たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を 優先して承認するものとする。
- |4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるとこ|4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるとこ|

改正前

(利用料の環付)

の全部又は一部を環付することができる。

(実施時間の延長)

- て、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童(新BOP学童」て、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童(新BOP学童 クラブに入会している児童に限る。)に対し、新BOP学童クラブ クラブに入会している児童に限る。)に対し、新BOP学童クラブ 事業をその実施時間を延長して行うこと(以下「延長実施」という。) 事業をその実施時間を延長して行うこと(以下「延長実施」という。) ができる。
- (1) 当該児童の保護者の労働、疾病等の事由により、延長実施が (1) 当該児童の保護者の労働、疾病等の事由により、延長実施が 行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることが できない者であること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。
  - 2 延長実施を行う時間は、規則で定める。

(延長利用の申請等)

- る児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、そ の承認を受けなければならない。
- 2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態(以下「利用形態」と2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態(以下「利用形態」と める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。
  - (1) 月ぎめ利用(1月単位での延長利用をいう。以下同じ。)
  - (2) 日ぎめ利用(1日単位での延長利用をいう。以下同じ。)
  - 優先して承認するものとする。

31. T 64	
改正後	
以	

ろによる。

(延長利用の不承認)

- |第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利||第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利| 用承認をしないことができる。
  - (1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する (1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する 要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に 該当しないとき(当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合 に限る。)。
  - (2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童 の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすること が特に不適当と認めるとき。

(延長利用承認の取消し)

- |第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利 用承認を取り消すことができる。
  - に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし 書に規定する要件に該当しなくなったとき(当該児童が、月ぎめ 利用による延長利用をしている場合に限る。)。
  - (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は 延長利用承認を受けたことが判明したとき。
  - (3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわた って新BOP学童クラブを欠席しているとき。
  - (4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわた って延長利用をしていないとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (延長利用料)

ろによる。

(延長利用の不承認)

用承認をしないことができる。

改正前

- 要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に 該当しないとき(当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合 に限る。)。
- (2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童 の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすること が特に不適当と認めるとき。

(延長利用承認の取消し)

- 用承認を取り消すことができる。
- (1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項 (1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項 に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし 書に規定する要件に該当しなくなったとき(当該児童が、月ぎめ 利用による延長利用をしている場合に限る。)。
  - (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は 延長利用承認を受けたことが判明したとき。
  - (3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわた って新BOP学童クラブを欠席しているとき。
  - (4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわた って延長利用をしていないとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (延長利用料)
- |第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日|第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日

までに、児童1人につき、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、 当該各号に定める額の延長実施に係る利用料(以下「延長利用料」 という。)を納付しなければならない。

- (1) 月ぎめ利用 月額1,000円(児童が各月初日から15日までの間 (1) 月ぎめ利用 月額1,000円(児童が各月初日から15日までの間 に延長利用を取りやめた場合にあっては、月額500円)
- る延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあっては、月額 1,000円)
- と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- この条例は、平成25年7月1日から施行する。 附 則(平成26年3月7日条例第15号)
- この条例は、平成26年3月29日から施行する。 附 則(平成26年9月30日条例第38号)
- この条例は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成27年12月7日条例第67号)
- この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成28年12月9日条例第67号)
- この条例は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(平成29年12月8日条例第62号)
- この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(平成30年12月10日条例第70号)
- 施行する。

#### 改正前

までに、児童1人につき、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、 当該各号に定める額の延長実施に係る利用料(以下「延長利用料」 という。)を納付しなければならない。

- に延長利用を取りやめた場合にあっては、月額500円)
- (2) 日ぎめ利用 日額200円(延長利用をした日が属する月におけ) (2) 日ぎめ利用 日額200円(延長利用をした日が属する月におけ) る延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあっては、月額 1,000円)
- 2 第9条及び第10条の規定は、延長利用料について準用する。この2 第9条及び第10条の規定は、延長利用料について準用する。この - 場合において、これらの規定中「利用料」とあるのは「延長利用料」 - 場合において、これらの規定中「利用料」とあるのは「延長利用料」 と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- この条例は、平成25年7月1日から施行する。 附 則(平成26年3月7日条例第15号)
- この条例は、平成26年3月29日から施行する。 附 則(平成26年9月30日条例第38号)
- この条例は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成27年12月7日条例第67号)
- この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成28年12月9日条例第67号)
- この条例は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年12月8日条例第62号)
- この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 (平成30年12月10日条例第70号)
- $oxed{1}$  この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から $oxed{1}$  この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から 施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区学童クラブ条例(以下「新条例 ||2 この条例による改正後の世田谷区学童クラブ条例(以下「新条例 | という。) 第12条の規定による新BOP学童クラブ事業の実施時間 の延長に係る手続については、施行日前においても、新条例の規定 の例により行うことができる。

附 則(平成31年3月5日条例第10号)

この条例は、平成31年9月1日から施行する。

附 則(令和元年12月9日条例第64号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年6月26日条例第37号)

この条例は、令和3年6月28日から施行する。

附 則(令和4年3月7日条例第11号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年9月30日条例第43号)

この条例は、令和4年10月3日から施行する。

附 則(令和4年12月9日条例第58号)

この条例は、令和5年1月4日から施行する。

附 則(令和6年6月21日条例第32号)

この条例は、令和6年9月2日から施行する。

附 則(令和7年 月 日条例第 号)

この条例は、令和8年3月9日から施行する。

#### 別表 (第3条関係)

名称	活動場所
若林小新BOP学童クラ	東京都世田谷区若林五丁目27番18
ブ	号
三宿小新BOP学童クラ	東京都世田谷区三宿一丁目12番6
ブ	号
太子堂小新BOP学童ク	東京都世田谷区太子堂五丁目7番
ラブ	4号

#### 改正前

という。) 第12条の規定による新BOP学童クラブ事業の実施時間 の延長に係る手続については、施行日前においても、新条例の規定 の例により行うことができる。

附 則(平成31年3月5日条例第10号)

この条例は、平成31年9月1日から施行する。

附 則(令和元年12月9日条例第64号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年6月26日条例第37号)

この条例は、令和3年6月28日から施行する。 附 則(令和4年3月7日条例第11号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年9月30日条例第43号)

この条例は、令和4年10月3日から施行する。 附 則(令和4年12月9日条例第58号)

この条例は、令和5年1月4日から施行する。 附 則(令和6年6月21日条例第32号)

この条例は、令和6年9月2日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

名称	活動場所
若林小新BOP学童クラ	東京都世田谷区若林五丁目27番18
ブ	号
三宿小新BOP学童クラ	東京都世田谷区三宿一丁目12番6
ブ	号
太子堂小新BOP学童ク	東京都世田谷区太子堂五丁目7番
ラブ	4 号

	改正後
桜小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区世田谷二丁目4番15号
  桜丘小新BOP学童クラ	東京都世田谷区桜丘一丁目19番17
ブ 代沢小新BOP学童クラ	房 東京都世田谷区代沢五丁目1番10
ブ	号
多聞小新BOP学童クラ ブ	東京都世田谷区三宿二丁目26番11 号
世田谷小新BOP学童ク ラブ	東京都世田谷区宮坂一丁目38番4 号
松沢小新BOP学童クラ ブ	東京都世田谷区赤堤四丁目44番22号
駒沢小新BOP学童クラ ブ	東京都世田谷区駒沢二丁目10番 6 号
旭小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区野沢一丁目4番3号
中里小新BOP学童クラ ブ	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目 4 番 1 号
松原小新BOP学童クラ ブ	東京都世田谷区松原五丁目43番26号
上北沢小新BOP学童ク ラブ	東京都世田谷区上北沢四丁目22番 29号
駒繋小新BOP学童クラ ブ	東京都世田谷区下馬一丁目42番12 号
池之上小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区代沢二丁目42番15号
<u> </u> 経堂小新BOP学童クラ	東京都世田谷区桜上水一丁目23番

改正前	
桜小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区世田谷二丁目4番 15号
桜丘小新BOP学童クラ	東京都世田谷区桜丘一丁目19番17
ブ	号
代沢小新BOP学童クラ	東京都世田谷区代沢五丁目1番10
ブ	号
多聞小新BOP学童クラ	東京都世田谷区三宿二丁目26番11
ブ	号
世田谷小新BOP学童ク ラブ	東京都世田谷区宮坂一丁目38番4号
松沢小新BOP学童クラ	東京都世田谷区赤堤四丁目44番22
ブ	号
駒沢小新BOP学童クラ	東京都世田谷区駒沢二丁目10番 6
ブ	号
旭小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区野沢一丁目4番3号
中里小新BOP学童クラ ブ	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目4番1号
松原小新BOP学童クラ	東京都世田谷区松原五丁目43番26
ブ	号
上北沢小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区上北沢四丁目22番 29号
駒繋小新BOP学童クラ	東京都世田谷区下馬一丁目42番12
ブ	号
池之上小新BOP学童ク	東京都世田谷区北沢四丁目32番20
ラブ	号
経堂小新BOP学童クラ	東京都世田谷区桜上水一丁目23番

	改正後
ブ	3 号
弦巻小新BOP学童クラ	東京都世田谷区弦巻一丁目 9番18
ブ	号
山崎小新BOP学童クラ	東京都世田谷区梅丘三丁目9番1
ブ	号
中丸小新BOP学童クラ	東京都世田谷区野沢三丁目33番12
ブ	号
代田小新BOP学童クラ	東京都世田谷区代田四丁目2番3
ブ	号
三軒茶屋小新BOP学童	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目42
クラブ	番1号
赤堤小新BOP学童クラ	東京都世田谷区赤堤一丁目41番24
ブ	号
松丘小新BOP学童クラ	東京都世田谷区弦巻三丁目16番10
ブ	号及び弦巻三丁目23番12号
池尻小新BOP学童クラ	東京都世田谷区池尻二丁目4番10
ブ	号
笹原小新BOP学童クラ	東京都世田谷区桜丘五丁目19番1
ブ	号
城山小新BOP学童クラ	東京都世田谷区梅丘二丁目1番11
ブ	号
深沢小新BOP学童クラ	東京都世田谷区新町一丁目4番24
ブ	号
玉川小新BOP学童クラ	東京都世田谷区中町二丁目29番1
ブ	号
京西小新BOP学童クラ	東京都世田谷区用賀四丁目27番4
ブ	号

改正前	
ブ	3 号
弦巻小新BOP学童クラ	東京都世田谷区弦巻一丁目 9 番18
ブ	号
山崎小新BOP学童クラ	東京都世田谷区梅丘三丁目9番1
ブ	号
中丸小新BOP学童クラ	東京都世田谷区野沢三丁目33番12
ブ	号
代田小新BOP学童クラ	東京都世田谷区代田四丁目2番3
ブ	号
三軒茶屋小新BOP学童	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目42
クラブ	番1号
赤堤小新BOP学童クラ	東京都世田谷区赤堤一丁目41番24
ブ	号
松丘小新BOP学童クラ	東京都世田谷区弦巻三丁目16番10
ブ	号及び弦巻三丁目23番12号
池尻小新BOP学童クラ	東京都世田谷区池尻二丁目4番10
ブ	号
笹原小新BOP学童クラ	東京都世田谷区桜丘五丁目19番1
ブ	号
城山小新BOP学童クラ	東京都世田谷区梅丘二丁目1番11
ブ	号
深沢小新BOP学童クラ	東京都世田谷区新町一丁目4番24
ブ	号
玉川小新BOP学童クラ	東京都世田谷区中町二丁目29番1
ブ	号
京西小新BOP学童クラ	東京都世田谷区用賀四丁目27番4
ブ	号

	改正後
二子玉川小新BOP学童	東京都世田谷区玉川四丁目6番1
クラブ	号
八幡小新BOP学童クラ	東京都世田谷区玉川田園調布二丁
ブ	目17番15号
奥沢小新BOP学童クラ	東京都世田谷区奥沢三丁目1番1
ブ	号
尾山台小新BOP学童ク	東京都世田谷区尾山台三丁目11番
ラブ	1 号
東深沢小新BOP学童ク	東京都世田谷区深沢三丁目7番1
ラブ	号
東玉川小新BOP学童ク	東京都世田谷区奥沢一丁目1番1
ラブ	号
桜町小新BOP学童クラ	東京都世田谷区用賀一丁目5番1
ブ	号
九品仏小新BOP学童ク	東京都世田谷区奥沢八丁目12番1
ラブ	号
瀬田小新BOP学童クラ	東京都世田谷区瀬田二丁目15番1
ブ	号
等々力小新BOP学童ク	東京都世田谷区等々力七丁目26番
ラブ	1号
用賀小新BOP学童クラ	東京都世田谷区上用賀六丁目14番
ブ	1号
中町小新BOP学童クラ	東京都世田谷区中町四丁目23番1
ブ	号
玉堤小新BOP学童クラ	東京都世田谷区玉堤二丁目11番1
ブ	号
烏山小新BOP学童クラ	東京都世田谷区給田一丁目2番1

	改正前
二子玉川小新BOP学童	東京都世田谷区玉川四丁目6番1
クラブ	号
八幡小新BOP学童クラ	東京都世田谷区玉川田園調布二丁
ブ	目17番15号
奥沢小新BOP学童クラ	東京都世田谷区奥沢三丁目1番1
ブ	号
尾山台小新BOP学童ク	東京都世田谷区尾山台三丁目11番
ラブ	1 号
東深沢小新BOP学童ク	東京都世田谷区深沢三丁目7番1
ラブ	号
東玉川小新BOP学童ク	東京都世田谷区奥沢一丁目1番1
ラブ	号
桜町小新BOP学童クラ	東京都世田谷区用賀一丁目5番1
ブ	号
九品仏小新BOP学童ク	東京都世田谷区奥沢八丁目12番1
ラブ	号
瀬田小新BOP学童クラ	東京都世田谷区瀬田二丁目17番1
ブ	号
等々力小新BOP学童ク	東京都世田谷区等々力七丁目26番
ラブ	1 号
用賀小新BOP学童クラ	東京都世田谷区上用賀六丁目14番
ブ	1号
中町小新BOP学童クラ	東京都世田谷区中町四丁目23番1
ブ	号
玉堤小新BOP学童クラ	東京都世田谷区玉堤二丁目11番1
ブ	뭉
烏山小新BOP学童クラ	東京都世田谷区給田一丁目2番1

	改正後
ブ	号
塚戸小新BOP学童クラ	東京都世田谷区千歳台六丁目7番
ブ	1 号
祖師谷小新BOP学童ク	東京都世田谷区祖師谷三丁目49都
ラブ	1 号
砧小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区喜多見六丁目 9 都
	1号
明正小新BOP学童クラ	東京都世田谷区成城三丁目3番1
ブ	号
烏山北小新BOP学童ク	東京都世田谷区北烏山六丁目3番
ラブ	1号
八幡山小新BOP学童ク	東京都世田谷区八幡山一丁目14都
ラブ	1号
芦花小新BOP学童クラ	東京都世田谷区粕谷二丁目22番1
ブ	号
船橋小新BOP学童クラ	東京都世田谷区船橋四丁目41番1
ブ	号
砧南小新BOP学童クラ	東京都世田谷区鎌田四丁目3番1
ブ	号
給田小新BOP学童クラ	東京都世田谷区給田四丁目24番1
ブ	号
山野小新BOP学童クラ	東京都世田谷区砧六丁目7番1号
ブ	
千歳小新BOP学童クラ	東京都世田谷区成城九丁目6番1
ブ	号
喜多見小新BOP学童ク	東京都世田谷区喜多見三丁目11都
ラブ	1号

プ		改正前
<ul> <li>ブ 1号</li> <li>祖師谷小新BOP学童ク 東京都世田谷区祖師谷三丁目49番 1号</li> <li>砧小新BOP学童クラブ 東京都世田谷区成城三丁目3番1号</li> <li>明正小新BOP学童クラ 東京都世田谷区北烏山六丁目3番1号</li> <li>鳥山北小新BOP学童ク 東京都世田谷区八幡山一丁目14番 1号</li> <li>芦花小新BOP学童クラ 東京都世田谷区船橋四丁目41番1号</li> <li>船橋小新BOP学童クラ 東京都世田谷区船橋四丁目41番1号</li> <li>船楠小新BOP学童クラ 東京都世田谷区鎌田四丁目3番1号</li> <li>治田小新BOP学童クラ 東京都世田谷区給田四丁目24番1号</li> <li>一方  東京都世田谷区に対応大丁目7番1号</li> <li>一手歳小新BOP学童クラ 東京都世田谷区に対応大丁目7番1号</li> <li>一手歳小新BOP学童クラ 東京都世田谷区成城九丁目6番1号</li> </ul>	ブ	号
根師谷小新BOP学童ク   東京都世田谷区祖師谷三丁目49番 1 号   東京都世田谷区喜多見六丁目 9 番 1 号   東京都世田谷区成城三丁目 3 番 1 号   東京都世田谷区北烏山六丁目 3 番 1 号   東京都世田谷区北烏山六丁目 3 番 1 号   東京都世田谷区八幡山一丁目14番 1 号   東京都世田谷区船橋四丁目41番 1 号   東京都世田谷区船橋四丁目41番 1 号   東京都世田谷区総田四丁目 3 番 1 号   東京都世田谷区統田四丁目 3 番 1 号   東京都世田谷区統六丁目 7 番 1 号   東京都世田谷区成城九丁目 6 番 1 号   東京都世田谷区成城九丁目 6 番 1 号	塚戸小新BOP学童クラ	東京都世田谷区千歳台六丁目7番
ラブ     1号       砧小新BOP学童クラブ     東京都世田谷区喜多見六丁目9番       明正小新BOP学童クラ     東京都世田谷区成城三丁目3番1号       房山北小新BOP学童クラ     東京都世田谷区北烏山六丁目3番1号       戸花小新BOP学童クラ     東京都世田谷区州幡山一丁目14番1号       戸花小新BOP学童クラ     東京都世田谷区船橋四丁目41番1号       が     東京都世田谷区総橋四丁目3番1号       が     東京都世田谷区総橋四丁目3番1号       が     東京都世田谷区総田四丁目3番1号       が     東京都世田谷区統田四丁目24番1号       が     東京都世田谷区成城九丁目6番1号       千歳小新BOP学童クラ     東京都世田谷区成城九丁目6番1号       ず     東京都世田谷区成城九丁目6番1号	ブ	1号
福小新BOP学童クラブ 東京都世田谷区喜多見六丁目9番 1号 明正小新BOP学童クラ 東京都世田谷区成城三丁目3番1 号 東京都世田谷区北烏山六丁目3番 1号 八幡山小新BOP学童ク 東京都世田谷区八幡山一丁目14番 ラブ 月号 港花小新BOP学童クラ 東京都世田谷区粕谷二丁目22番1 号 上部 日子	祖師谷小新BOP学童ク	東京都世田谷区祖師谷三丁目49番
1号   東京都世田谷区成城三丁目3番1   号   東京都世田谷区成城三丁目3番1   号   東京都世田谷区北烏山六丁目3番   1号   東京都世田谷区北烏山六丁目3番   1号   東京都世田谷区八幡山一丁目14番   1号   東京都世田谷区粕谷二丁目22番1   号   東京都世田谷区船橋四丁目41番1   号   南南小新BOP学童クラ   東京都世田谷区錦田四丁目3番1   号   南市外新BOP学童クラ   東京都世田谷区給田四丁目24番1   号   東京都世田谷区品六丁目7番1号   下歳小新BOP学童クラ   東京都世田谷区成城九丁目6番1   号	ラブ	1号
明正小新BOP学童クラ 東京都世田谷区成城三丁目3番1 号 鳥山北小新BOP学童ク 東京都世田谷区北鳥山六丁目3番 1号 八幡山小新BOP学童ク 東京都世田谷区八幡山一丁目14番 ラブ 芦花小新BOP学童クラ 東京都世田谷区船橋四丁目41番1 号 船橋小新BOP学童クラ 東京都世田谷区総橋四丁目41番1 号 砧南小新BOP学童クラ 東京都世田谷区鎌田四丁目3番1 号 給田小新BOP学童クラ 東京都世田谷区給田四丁目24番1 号 和野小新BOP学童クラ 東京都世田谷区品六丁目7番1号 ブ 本記の一方である。 東京都世田谷区におって目7番1号 東京都世田谷区成城九丁目6番1 号 東京都世田谷区成城九丁目6番1 号	砧小新BOP学童クラブ	東京都世田谷区喜多見六丁目 9 番
ブ     号       鳥山北小新BOP学童ク     東京都世田谷区北鳥山六丁目3番       ラブ     1号       八幡山小新BOP学童クラ     東京都世田谷区州ベー丁目14番       ラブ     東京都世田谷区粕谷二丁目22番1       ガ     号       船橋小新BOP学童クラ     東京都世田谷区船橋四丁目41番1       ガ     号       松田小新BOP学童クラ     東京都世田谷区鎌田四丁目3番1       ガ     号       山野小新BOP学童クラ     東京都世田谷区紀六丁目7番1号       千歳小新BOP学童クラ     東京都世田谷区成城九丁目6番1       ブ     号		1号
鳥山北小新BOP学童ク東京都世田谷区北鳥山六丁目3番ラブ東京都世田谷区八幡山一丁目14番ラブ東京都世田谷区和谷二丁目22番1芦花小新BOP学童クラ東京都世田谷区船橋四丁目41番1ガ房船橋小新BOP学童クラ東京都世田谷区鎌田四丁目3番1ガ房給田小新BOP学童クラ東京都世田谷区給田四丁目24番1ブ房山野小新BOP学童クラ東京都世田谷区砧六丁目7番1号千歳小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番1ブ大千歳小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番1大大	明正小新BOP学童クラ	東京都世田谷区成城三丁目3番1
ラブ1号八幡山小新BOP学童クラファック東京都世田谷区八幡山一丁目14番 1号ラブ東京都世田谷区粕谷二丁目22番 1号芦花小新BOP学童クラ東京都世田谷区船橋四丁目41番 1号東京都世田谷区鎌田四丁目3番 1号が大給田小新BOP学童クラ東京都世田谷区給田四丁目24番 1号東京都世田谷区品六丁目7番 1号ブ大山野小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番 1号東京都世田谷区成城九丁目6番 1号	ブ	号
八幡山小新BOP学童ク東京都世田谷区八幡山一丁目14番ラブ東京都世田谷区粕谷二丁目22番1芦花小新BOP学童クラ東京都世田谷区船橋四丁目41番1ガ号砧南小新BOP学童クラ東京都世田谷区鎌田四丁目3番1方号給田小新BOP学童クラ東京都世田谷区給田四丁目24番1ブ号山野小新BOP学童クラ東京都世田谷区砧六丁目7番1号ブブ千歳小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番1ブ号	烏山北小新BOP学童ク	東京都世田谷区北烏山六丁目3番
ラブ1号芦花小新BOP学童クラ東京都世田谷区粕谷二丁目22番1ガ号船橋小新BOP学童クラ東京都世田谷区船橋四丁目41番1ブ号砧南小新BOP学童クラ東京都世田谷区鎌田四丁目3番1ガ号山野小新BOP学童クラ東京都世田谷区品六丁目7番1号千歳小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番1ブ号	ラブ	1号
芦花小新BOP学童クラ東京都世田谷区粕谷二丁目22番1ガ号船橋小新BOP学童クラ東京都世田谷区船橋四丁目41番1ブ号砧南小新BOP学童クラ東京都世田谷区鎌田四丁目3番1ガ号山野小新BOP学童クラ東京都世田谷区品田四丁目24番1ブ号工東京都世田谷区砧六丁目7番1号千歳小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番1ブ号	八幡山小新BOP学童ク	東京都世田谷区八幡山一丁目14番
ブ号船橋小新BOP学童クラ東京都世田谷区船橋四丁目41番1ブ号砧南小新BOP学童クラ東京都世田谷区鎌田四丁目3番1台号総田小新BOP学童クラ東京都世田谷区給田四丁目24番1ブ号山野小新BOP学童クラ東京都世田谷区砧六丁目7番1号千歳小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番1ブ号	ラブ	1号
船橋小新BOP学童クラ 東京都世田谷区船橋四丁目41番1 号	芦花小新BOP学童クラ	東京都世田谷区粕谷二丁目22番1
ブ号砧南小新BOP学童クラ東京都世田谷区鎌田四丁目3番1プ号給田小新BOP学童クラ東京都世田谷区給田四丁目24番1ブ号山野小新BOP学童クラ東京都世田谷区砧六丁目7番1号千歳小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番1ブ号	ブ	号
<ul> <li>砧南小新BOP学童クラ 東京都世田谷区鎌田四丁目3番1 号</li> <li>給田小新BOP学童クラ 東京都世田谷区給田四丁目24番1 プ 号</li> <li>山野小新BOP学童クラ 東京都世田谷区砧六丁目7番1号 ブ</li> <li>千歳小新BOP学童クラ 東京都世田谷区成城九丁目6番1 号</li> </ul>	船橋小新BOP学童クラ	東京都世田谷区船橋四丁目41番1
ブ     号       給田小新BOP学童クラ     東京都世田谷区給田四丁目24番1       ブ     号       山野小新BOP学童クラ     東京都世田谷区砧六丁目7番1号       千歳小新BOP学童クラ     東京都世田谷区成城九丁目6番1       ブ     号	ブ	号
総田小新BOP学童クラ 東京都世田谷区給田四丁目24番1 ブ 号 山野小新BOP学童クラ 東京都世田谷区砧六丁目7番1号 ブ 千歳小新BOP学童クラ 東京都世田谷区成城九丁目6番1 ブ 号	砧南小新BOP学童クラ	東京都世田谷区鎌田四丁目3番1
ブ号山野小新BOP学童クラ東京都世田谷区砧六丁目7番1号ブ千歳小新BOP学童クラ東京都世田谷区成城九丁目6番1ブ号	ブ	号
山野小新BOP学童クラ 東京都世田谷区砧六丁目7番1号 ブ	給田小新BOP学童クラ	東京都世田谷区給田四丁目24番1
ブ 千歳小新BOP学童クラ 東京都世田谷区成城九丁目6番1 ラ	ブ	号
千歳小新BOP学童クラ 東京都世田谷区成城九丁目6番1 ブ 号	山野小新BOP学童クラ	東京都世田谷区砧六丁目7番1号
ブ    号	ブ	
	千歳小新BOP学童クラ	東京都世田谷区成城九丁目6番1
喜多見小新BOP学童ク 東京都世田谷区喜多見三丁目11番	ブ	号
	喜多見小新BOP学童ク	東京都世田谷区喜多見三丁目11番
ラブ 1号	ラブ	1号

改正後		改正前		
武蔵丘小新BOP学童ク	東京都世田谷区北烏山一丁目47番	武蔵丘小新BOP学童ク	東京都世田谷区北烏山一丁目47番	
ラブ	11号	ラブ	11号	
希望丘小新BOP学童ク	東京都世田谷区船橋四丁目9番1	希望丘小新BOP学童ク	東京都世田谷区船橋四丁目9番1	
ラブ	号	ラブ	号	
千歳台小新BOP学童ク	東京都世田谷区千歳台四丁目24番	千歳台小新BOP学童ク	東京都世田谷区千歳台四丁目24番	
ラブ	1号	ラブ	1号	
下北沢小新BOP学童ク	東京都世田谷区大原一丁目4番6	下北沢小新BOP学童ク	東京都世田谷区大原一丁目4番6	
ラブ	号	ラブ	号	